

自己資本の充実の状況等について

■定性的な開示事項

1.連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社と相違点はありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は2社であります。

名 称	主な業務の内容
鳥銀ビジネスサービス株式会社	印刷・製本・文書等の当行事務受託業務、人材派遣業務
株式会社とりぎんカードサービス	クレジットカード業務

(3)自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

(4)自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は3社であります。

名 称	主な業務の内容
とりぎんリース株式会社	リース業務
とっとりキャピタル株式会社	ベンチャーキャピタル業務
株式会社バンク・コンピュータ・サービス	プログラム開発・販売、データ伝送・処理業務

(5)銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。）第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第十二号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第十二号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社は1社であります。

名 称	主な業務の内容
とっとり産業育成投資事業有限責任組合1号	ベンチャー企業の支援業務

(注) とっとり産業育成投資事業有限責任組合1号は、平成24年2月29日に解散し、現在、清算手続き中であります。

(6)連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社2社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。

2.自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段	概要
普通株式（96,199,386株）	完全議決権株式
期限付劣後債務	
期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（15,000百万円）	期間10年（期日一括返済）。但し、5年目以降に監督当局の承認を条件に期限前償還が可能。 うち、自己資本（補完的項目）への算入額は10,000百万円となっております。
劣後特約付借入金（3,000百万円）	期間10年（期日一括返済）。但し、5年目以降に監督当局の承認を条件に期限前返済が可能。

3.連結グループ及び単体の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(自己資本比率)

連結自己資本比率は12.69%、単体自己資本比率は12.71%と国内基準で必要とされる4%を大きく上回っております。

(Tier1比率)

自己資本のうち資本金、資本剰余金、利益剰余金等で構成されるTier1による連結Tier1比率は8.91%、単体Tier1比率は8.84%となっております。

(統合リスク管理)

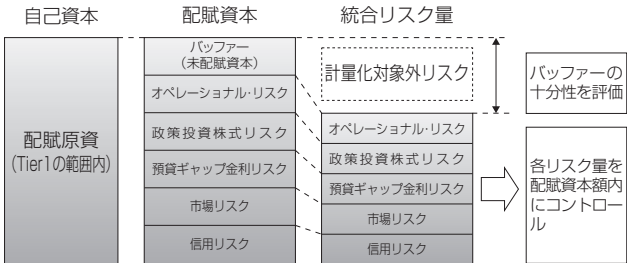
当行では、自己資本の充実度を評価する手法として、Tier1と統合リスク量の対比によるリスク管理を行っております。

具体的には、リスク管理部署が収益目標の達成に必要なリスク量を推計し、信用リスク、市場リスク、預貸ギャップ金利リスク、政策投資株式リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスク種類別に、Tier1の範囲内で資本配賦を行い、各リスク量が配賦資本額の範囲内に収まっていることを月次でモニタリングしております。また、定期的にストレステストを実施し、自己資本の毀損の程度を分析しているほか、計量モデルの限界等により計量化対象外としているリスク等を踏まえ、バッファ（Tier1から資本配賦合計を控除した未配賦資本）が十分であるかという観点も含め、自己資本の充実度を評価しております。

(銀行勘定の金利リスク及び信用集中リスク)

早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量及び「信用集中リスク」量の水準をモニタリングしております。

<Tier1と統合リスク量の対比の概要>



4.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、信用供与先の財務状況悪化等により、貸出金の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、当行が損失を被るリスクをいいます。

うち、与信集中リスクとは、供与先のデフォルトが供与先の個別事情のみの要因で発生すると想定した場合に、大口与信先（又は、その関係会社を含むグループ全体）への与信集中等に起因するリスクをいいます。

また、業種集中リスクとは、業種・地域等への与信集中等に起因するリスクをいいます。

(リスク管理の基本方針)

当行では、信用リスク管理にあたっては、信用リスク管理の重要性を十分認識した上で、信用リスクについて適切な管理体制を構築し、「信用格付」「自己査定」などを通じ、信用リスクを客観的かつ定量的に把握するほか、信用リスク定量化等により各種リスク分析を行った上で、特定の先への与信集中、業種の偏り等、過大な与信リスクを回避するとともに、収益とリスクのバランスがとれた与信業務の遂行を図ることを基本方針としております。

(リスク管理の手続の概要)

当行では、「信用リスク管理規定」や「クレジットポリシー」を整備した上で、適切な信用リスク管理体制・組織を構築するため、リスク管理統括部署を経営管理部、信用リスク管理部署を審査部、運営部署を営業部・市場金融部とし、さらに与信監査部署として監査部資産監査室を設置し、それぞれが独立性を維持し、営業推進部門の影響を受けない体制としております。

信用リスク管理の基本として信用格付を実施し、資産の質的管理を行うとともに、個社別の融資方針を明確化し、審査管理の充実・厳正化に努めているほか、適切な償却・引当を行うため自己査定を実施しております。

信用リスク量については、VaRで定量化し、統合リスク管理において信用リスク部分に配賦されたリスク資本配賦額の範囲内でカバーされるようにポートフォリオ管理を行い、資産の適正配分による信用リスク資本の極小化、及び収益の極大化を目指しております。

信用リスク管理部署は信用リスクの管理状況について、定期的又は必要に応じて随時、リスク管理統括部署、ALM委員会、信用リスク管理委員会、経営会議等に報告しております。

(貸倒引当金の計上基準)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要)

当行のリスク管理方針及び手続に準じ取扱いを行っております。

(2)標準的手法が適用されるポートフォリオについて

当行及び連結グループでは、リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、次の格付機関を採用しております。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（S&P）
- フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

当行及び連結グループでは、信用リスクに関する全ての種類のエクスポージャーについて、5つの適格格付機関を同様に使用し、リスク・ウェイトを判定しております。

5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1)信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保（当行預金、有価証券、商業手形、不動産、売掛債権等）、保証、貸出金と預金との相殺が該当します。

当行では、自己資本比率の算出において、「信用リスク削減手法」として「簡便手法」を適用しており、担保（自営預金）、保証、貸出金と預金の相殺が該当する信用リスク削減手法であります。

(2)方針及び手続

当行は、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を行っておりますが、信用リスクの削減のため担保、保証等をいただくことがあります。担保、保証、貸出金と預金の相殺については、当行が定める諸規定に則り評価、管理を行っております。

自己資本比率算出上のエクスポージャーの信用リスク削減手法として有効に認められる適格金融資産担保は、自営預金が該当します。また、保証については政府関係機関の保証や地方公共団体の保証のほか、民間保証会社の保証が主体となっており信用度の評価については、適格格付機関の付与した格付により判定しております。

貸出金と自営預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

(3)信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中

特定の信用リスク削減手法に偏ることなく、信用リスクは分散されております。

(4)連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要

連結子会社が保有する信用リスクにおいては、自己資本比率算出上の信用リスク削減手法を適用しておりません。

6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の方針及び手続)

対顧客向けの派生商品取引の取組にあたっては、個別に取引内容を確認のうえ与信相当額を算定し、取引先の信用格付等に基づく総合的な判断により、取組の可否を判定しております。また、派生商品取引取組後も定期的に取引相手の信用格付を見直すこと等によりモニタリングしていく態勢としております。

対市場向けの派生商品取引の取組にあたっては、カウンターパーティーの外部格付等の指標に基づき、個別に信用極額を設定し、取り組む方針としております。また、派生商品取引取組後も定期的に外部格付の状況等を確認し、与信管理を行う態勢としております。

長期決済期間取引にあたっては、決済履行の可能性等について個別に判断しております。

(リスク資本の割当方法に関する方針)

派生商品取引にかかる信用リスク及び金利変動に伴う損益の影響額等は、オン・バランス取引と一体で管理を行い、当該リスクに対して資本配賦を行っております。

(引当金の算定に関する方針)

当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

(自営の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明)

万一、当行の信用力低下を理由にカウンターパーティーに対し担保を追加的に提供することが必要となった場合においても、当行は国債などの担保提供可能な資産を有しており、リスク・アセット増加等の影響も軽微であります。

(連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要)

連結子会社等では派生商品取引を取扱っており管理方針を定めておりません。

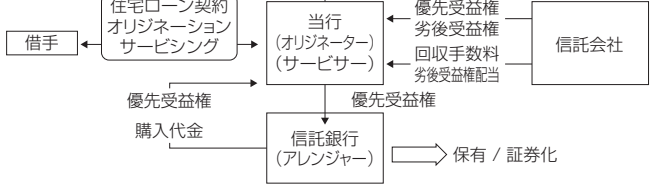
7.証券化エクスポージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(取引の内容)

当行は平成17年3月期に住宅ローン債権を証券化しており、オリジネーター及びサービサーとして証券化取引に関与しております。

<住宅ローン証券化スキーム図>



なお、当行は投資家として証券化商品を保有しておりません。また、連結子会社等では証券化取引を取扱っておりません。

(取引に対する取組方針)

当行は、オリジネーター及びサービサーとして新規の証券化又は再証券化の予定はありません。また、投資家としての証券化商品への投資予定もございません。

自己資本の充実の状況等について

- (取引に係るリスクの内容及び管理体制)
- 証券化した住宅ローンに関しましては、当行が保有する劣後受益権に関連し信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。
- また、証券化した住宅ローンの債権プールのプリペイメント率及びデフォルト率等の変化により劣後受益権の時価が変動するリスクを有しております。
- 証券化対象債権については、プリペイメント率や延滞・繰上返済・条件変更等の発生状況をモニタリングする態勢としております。
- (3)自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- 当行は、証券化した住宅ローンに関しましては、金融庁告示第十九号附則第十五条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限としております。
- また、当行は投資家として証券化商品を保有していないことから、証券化取引における格付の利用はございません。
- (3)信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- 当行では信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。
- (4)証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- 当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。
- なお、証券化した住宅ローンに関しましては、金融庁告示第十九号附則第十五条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限としております。
- (5)証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
- 当行では、証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額を算出していません。
- (6)銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別該当ありません。
- (7)銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
- 該当ありません。
- (8)証券化取引に関する会計方針
- 当行がオリジネーターとして関与する証券化取引の会計上の処理につきましては、証券化取引の委託者である当行がアレンジャーに優先受益権を譲渡し、譲渡代金を受領した時点をもって、資産の売却として会計上認識しております。
- (9)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
- 当行は、証券化した住宅ローンに関しましては、金融庁告示第十九号附則第十五条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限としております。
- また、当行は投資家として証券化商品を保有していないことから、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関を使用しておりません。
- (10)内部評価方式を用いている場合には、その概要
- 該当ありません。
- (11)定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 該当ありません。

8.オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1)リスク管理の方針及び手続きの概要（リスク管理の基本方針）

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、業務運営において管理すべきリスク等を定義した「リスク管理統括規定」の下、「オペレーショナル・リスク管理規定」を制定し、オペレーショナル・リスク管理の基本方針を次のとおり定めております。

- ・オペレーショナル・リスクの顕在化が当行の経営及び業務遂行に多大な影響を及ぼし得ることを認識し、当行の信頼性・健全性を維持・発展させていくため、業務の適切な運営基盤を構築し、オペレーショナル・リスクを極小化等適切に管理する。
- ・緊急時となった場合の業務の継続、早急な復旧を図るため、適切な業務継続計画の立案、コンティンジェンシープランの見直しと準備・訓練による被害対策を継続的に進める。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システ

ムリスク、③情報資産リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥レピュテーションリスク、⑦法務リスク、⑧その他のオペレーショナル・リスクに分類して管理しております。

(リスク管理の手続の概要)

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、「リスク管理統括規定」及び「オペレーショナル・リスク管理規定」に基づき総合的なリスク管理統括を経営管理部リスク管理統括が行うとともに、各リスク管理部署が、専門的な立場からそれぞれのリスク管理の状況及び諸施策・課題を的確に把握し、管理しております。また、経営管理部リスク管理統括は、各種リスク管理状況をオペレーショナル・リスク管理委員会へ報告し、オペレーショナル・リスク管理委員会は、リスクの極小化等適切な管理を行うための施策等を協議・検討・策定し、経営会議に付議又は報告する体制としております。

なお、連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、所管部署との連携を図りながらリスクの適切な管理態勢の強化に努めております。

- (2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行及び連結グループでは、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出する一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、「マーケットリスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組む」という市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資に際しては、先行きの市場環境の見通しと、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係等を検討したうえで、総合的な判断を行っております。

株式等の価格変動リスクは、VaR（バリュー・アット・リスク）による把握を行っており、信頼水準は99%、保有期間は6ヶ月として計測しております。

株式等の評価については、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第八条の三に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

なお、連結グループの銀行勘定につきましては、当行以外に該当ありません。

10.銀行勘定における金利リスクに関する事項

- (1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

当行では、ALM（Asset Liability Management）の一環として、金利リスクのコントロールを実施しております。

リスク管理部署は半期毎に、収益目標の達成に必要なリスク量を推計し、リスクをカバーできるリスク資本額をALM委員会に申請し、ALM委員会での協議を経て取締役会での決議後にリスク管理部署へリスク資本配賦を行います。

また、リスク管理部署は月次で金利リスク量を計測・モニタリングするとともに、その結果をALM委員会や取締役会に報告することとしております。

なお、連結グループの銀行勘定につきましては、当行以外に該当ありません。

- (2)銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクについて、金利ショックは保有期間6ヶ月、最低5年の計測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

計測手法については、預貸その他はラダー方式、有価証券はGPS方式としております。

コア預金は、要求払預金のうち①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち最小の額によるものとし、金利満期を平均2.5年の定期預金として計算しております。

なお、貸出金、預金等の期限前返済（解約）はないものとして計算しております。

■定量的な開示事項

平成19年3月23日金融庁告示第15号「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に基づく開示事項を開示しております。
--

1.自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(連結)

(平成22年度末) 当行の非連結対象子会社において、自己資本額の規制を受ける会社はありません。

(平成23年度末) 当行の非連結対象子会社において、自己資本額の規制を受ける会社はありません。

2.自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(単体)

(単位：百万円)

項 目		平成22年度末	平成23年度末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	9,061	9,061
	うち非累積的永久優先株	－	－
	新株式申込証拠金	－	－
	資本準備金	6,452	6,452
	その他資本剰余金	－	－
	利益準備金	2,628	2,628
	その他利益剰余金	21,094	21,042
	その他	－	－
	自己株式（△）	381	507
	自己株式申込証拠金	－	－
	社外流出予定額（△）	237	235
	その他有価証券の評価差損（△）	－	－
	新株予約権	－	－
	営業権相当額（△）	－	－
	のれん相当額（△）	－	－
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	－	－
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	1,077	910
	繰延税金資産の控除金額（△）	－	－
	計 (A)	37,539	37,531
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	－	－
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	－	－
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	749	749
	一般貸倒引当金	2,561	2,651
	負債性資本調達手段等	13,000	13,000
	うち永久劣後債務（注2）	－	－
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	13,000	13,000
控除項目	補完的項目不算入額（△）	－	－
	計 (B)	16,311	16,400
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	－	－
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	－	－
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	2	－
自己資本額	控除項目不算入額（△）	－	－
	計 (C)	2	－
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	53,848	53,932

(注) 1.告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2.告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3.告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

自己資本の充実の状況等について

(連結)		(単位：百万円)	
項 目		平成22年度末	平成23年度末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	9,061	9,061
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	6,452	6,452
	利益剰余金	23,981	23,949
	自己株式 (△)	382	508
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	237	235
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	78	78
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	1,077	910
	繰延税金資産の控除金額 (△)	—	—
	計 (A)	37,875	37,888
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	749	749
	一般貸倒引当金	2,567	2,656
	負債性資本調達手段等	13,000	13,000
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	13,000	13,000
	補完的項目不算入額 (△)	—	—
控除項目	計 (B)	16,316	16,406
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	362	350
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	2	—
	控除項目不算入額 (△)	—	—
自己資本額	計 (C)	365	350
	(A)+(B)-(C) (D)	53,826	53,944

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
（2）一定の場合を除き、償還されないものであること
（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
（4）利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

3.自己資本の充実度に関する事項

(1)信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(単体)		(単位：百万円)			
項 目		平成22年度末		平成23年度末	
		リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
資産（オン・バランス）項目					
1. 現金		—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け		—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け		2	0	—	—
7. 国際開発銀行向け		—	—	—	—
8. 地方公営企業等金融機構向け		—	—	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け		820	32	816	32
10. 地方三公社向け		—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		9,099	363	9,207	368
12. 法人等向け		196,840	7,873	209,555	8,382
13. 中小企業等向け及び個人向け		92,449	3,697	95,891	3,835
14. 抵当権付住宅ローン		19,395	775	18,201	728
15. 不動産取得等事業向け		—	—	—	—
16. 三月以上延滞等		2,340	93	1,711	68
17. 取立未済手形		—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付		1,906	76	1,827	73
19. 株式会社産業再生機構による保証付		—	—	—	—
20. 出資等		15,664	626	20,607	824
21. 上記以外		26,688	1,067	24,958	998
22. 証券化（オリジネーターの場合）		14,493	579	12,489	499
（うち再証券化）		—	—	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）		—	—	—	—
（うち再証券化）		—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産		—	—	—	—
計 (A)		379,702	15,188	395,267	15,810
資産（オフ・バランス）項目					
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント		—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント		—	—	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務		27	1	36	1
4. 特定の取引に係る偶発債務		367	14	420	16
（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）		—	—	—	—
5. NIF又はRUF		—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント		1	0	1	0
7. 内部格付手法におけるコミットメント		—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務		4,657	186	3,835	153
（うち借入金保証）		4,657	186	3,835	153
（うち有価証券保証）		—	—	—	—
（うち手形引受）		—	—	—	—
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）		—	—	—	—
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）		—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）		—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）		—	—	—	—
控除額 (△)		—	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券		288	11	339	13
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入		271	10	569	22
12. 派生商品取引及び長期決裁期間取引		347	13	165	6
カレント・エクスポージャー方式		347	13	165	6
派生商品取引		347	13	165	6
外為関連取引		148	5	35	1
金利関連取引		199	7	129	5
金関連取引		—	—	—	—
株式関連取引		—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引		—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引		—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）		—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)		—	—	—	—
長期決済期間取引		—	—	—	—
標準方式		—	—	—	—
期待エクスポージャー方式		—	—	—	—
13. 未決済取引		—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス		—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー		—	—	—	—
計 (B)		5,960	238	5,367	214
信用リスク合計 (A)+(B) (C)		385,662	15,426	400,634	16,025

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

自己資本の充実の状況等について

(連結)

(単位：百万円)

項 目		平成22年度末		平成23年度末	
		リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
資産（オン・バランス）項目					
1. 現金		—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け		—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け		2	0	—	—
7. 国際開発銀行向け		—	—	—	—
8. 地方公営企業等金融機構向け		—	—	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け		820	32	816	32
10. 地方三公社向け		—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		9,099	363	9,207	368
12. 法人等向け		195,860	7,834	208,686	8,347
13. 中小企業等向け及び個人向け		92,943	3,717	96,284	3,851
14. 抵当権付住宅ローン		19,395	775	18,201	728
15. 不動産取得等事業向け		—	—	—	—
16. 三月以上延滞等		2,342	93	1,712	68
17. 取立未済手形		—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付		1,906	76	1,827	73
19. 株式会社産業再生機構による保証付		—	—	—	—
20. 出資等		15,754	630	20,685	827
21. 上記以外		27,559	1,102	25,911	1,036
22. 証券化（オリジネーターの場合）		14,493	579	12,489	499
（うち再証券化）		—	—	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）		—	—	—	—
（うち再証券化）		—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産		—	—	—	—
計	(A)	380,177	15,207	395,822	15,832
資産（オフ・バランス）項目					
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント		—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント		—	—	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務		27	1	36	1
4. 特定の取引に係る偶発債務		367	14	420	16
（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）		—	—	—	—
5. NIF又はRUF		—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント		1	0	1	0
7. 内部格付手法におけるコミットメント		—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務		4,657	186	3,835	153
（うち借入金の保証）		4,657	186	3,835	153
（うち有価証券の保証）		—	—	—	—
（うち手形引受）		—	—	—	—
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）		—	—	—	—
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）		—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）		—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）		—	—	—	—
控除額（△）		—	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券		288	11	339	13
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入		271	10	569	22
12. 派生商品取引及び長期決裁期間取引		347	13	165	6
カレント・エクスポートジャー方式		347	13	165	6
派生商品取引		347	13	165	6
外為関連取引		148	5	35	1
金利関連取引		199	7	129	5
金関連取引		—	—	—	—
株式関連取引		—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引		—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引		—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）		—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—
長期決済期間取引		—	—	—	—
標準方式		—	—	—	—
期待エクスポートジャー方式		—	—	—	—
13. 未決済取引		—	—	—	—
14. 証券化エクスポートジャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス		—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポートジャー		—	—	—	—
計	(B)	5,960	238	5,367	214
信用リスク合計	(A)+(B)	(C)	386,137	15,445	401,189
					16,047

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び手法ごとの額

(単体)

	平成22年度末		平成23年度末	
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
基礎的指標手法	24,225	969	23,563	942
粗利益配分手法	—	—	—	—
先進的計測手法	—	—	—	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(連結)

(単位：百万円)

	平成22年度末		平成23年度末	
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
基礎的指標手法	24,584	983	23,895	955
粗利益配分手法	—	—	—	—
先進的計測手法	—	—	—	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(3)自己資本比率、基本的項目比率及び総所要自己資本額

(単体)

	平成22年度末	平成23年度末
自己資本比率	13.13%	12.71%
基本的項目比率	9.15%	8.84%

	平成22年度末	平成23年度末
総所要自己資本額	16,395	16,967

(注) 総所要自己資本額は、信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(連結)

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
自己資本比率	13.10%	12.69%
基本的項目比率	9.22%	8.91%

	平成22年度末	平成23年度末
総所要自己資本額	16,428	17,003

(注) 総所要自己資本額は、信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

4.信用リスクに関する事項

(1)信用リスクに関するエクスポートジャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポートジャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単体)

		信用リスクエクスポージャー期末残高								左記に含まれる 三月以上延滞 エクスポージャー	
				うち貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		うち 債 券		うち デリバティブ取引			
		平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
国 内 計		889,479	955,144	646,780	648,211	159,661	202,244	1,057	611	3,245	2,085
国 外 計		20,146	20,565	—	—	19,708	20,317	—	—	—	—
地 域 別 合 計		909,626	975,710	646,780	648,211	179,370	222,561	1,057	611	3,245	2,085
製 造 業		72,233	68,792	71,019	67,988	1,077	725	82	41	286	311
農 業 ・ 林 業		1,181	1,060	1,181	1,060	—	—	—	—	—	1
漁 業		325	335	325	335	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		174	188	174	188	—	—	—	—	—	—
建 設 業		22,727	24,228	22,295	23,806	426	417	0	—	499	366
電気・ガス・熱供給・水道業		13,103	13,727	12,121	12,131	981	1,596	—	—	—	—
情 報 通 信 業		4,121	4,858	3,846	4,584	274	274	—	—	—	—
運 輸 ・ 郵 便 業		10,506	10,411	10,450	10,355	55	56	—	—	—	0
卸 売 ・ 小 売 業		58,479	59,395	58,033	59,133	193	136	126	6	724	443
金 融 ・ 保 険 業		111,613	137,265	35,528	34,170	34,388	35,798	834	559	—	—
不 動 産 業		25,882	26,677	25,531	26,331	341	341	9	4	102	59
個人による貸家業		59,126	61,259	59,126	61,259	—	—	—	—	115	150
各種サービス業		77,561	76,005	77,482	75,936	67	61	2	—	1,003	422
国・地方公共団体		255,630	297,041	126,206	127,466	129,141	169,292	—	—	—	—
その他の計		196,958	194,461	143,457	143,462	12,422	13,861	0	—	513	329
業 種 別 合 計		909,626	975,710	646,780	648,211	179,370	222,561	1,057	611	3,245	2,085
1 年 以 下		66,058	75,737	63,871	66,384	1,930	9,173	169	101		
1 年 超 3 年 以 下		91,433	108,821	81,157	77,131	10,137	31,677	139	12		
3 年 超 5 年 以 下		119,737	141,964	89,930	96,297	29,806	45,623	0	44		
5 年 超 7 年 以 下		78,736	51,214	48,605	33,375	29,870	17,731	260	107		
7 年 超		353,136	349,968	305,898	309,875	46,749	39,747	488	346		
期間の定めのないもの		200,523	248,003	57,317	65,147	60,875	78,607	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		909,626	975,710	646,780	648,211	179,370	222,561	1,057	611		
(注) 1. 貸出金は私募債取引 を含みます。		平成22年度末 10,280	平成23年度末 10,021	2. 未収収益については業種区分を行っていないため、「貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」の「その他」に含みます。						平成22年度末 1,037	平成23年度末 1,328

(注) 1.貸出金は私募債取引を含みます。
2.未収収益については業種区分を行っていないため、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」の「その他」を含みます。
3.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）については地域別の区別ができないものは「国内計」に含まれます。また、業種区分を行っていないため、「債券」及び「デリバティブ取引」の「その他」に含まれます。
4.「三月以上延滞エクスポートジャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートジャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートジャーであります。なお、「三月以上延滞エクスポートジャー」は、残存期間別区分を行っておりません。

(連結)

		信用リスクエクスポージャー期末残高								左記に含まれる 三月以上延滞 エクスポージャー	
				うち貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		うち 債 券		うち デリバティブ取引			
		平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
国 内 計		890,217	955,926	646,557	647,962	159,751	202,321	1,057	611	3,338	2,171
国 外 計		20,146	20,565	—	—	19,708	20,317	—	—	—	—
地 域 別 合 計		910,364	976,492	646,557	647,962	179,459	222,638	1,057	611	3,338	2,171
製 造 業		72,233	68,792	71,019	67,988	1,077	725	82	41	286	311
農 業 ・ 林 業		1,181	1,060	1,181	1,060	—	—	—	—	—	1
漁 業		325	335	325	335	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		174	188	174	188	—	—	—	—	—	—
建 設 業		22,727	24,228	22,295	23,806	426	417	0	—	499	366
電気・ガス・熱供給・水道業		13,103	13,727	12,121	12,131	981	1,596	—	—	—	—
情 報 通 信 業		4,161	4,900	3,846	4,584	315	316	—	—	—	—
運 輸 ・ 郵 便 業		10,506	10,411	10,450	10,355	55	56	—	—	—	0
卸 売 ・ 小 売 業		58,479	59,395	58,033	59,133	193	136	126	6	724	443
金 融 ・ 保 険 業		110,687	136,438	34,543	33,298	34,446	35,843	834	559	—	—
不 動 産 業		25,882	26,677	25,531	26,331	341	341	9	4	102	59
個人による貸家業		59,126	61,259	59,126	61,259	—	—	—	—	115	150
各種サービス業		77,551	75,996	77,482	75,936	57	51	2	—	1,003	422
国・地方公共団体		255,630	297,041	126,206	127,466	129,141	169,292	—	—	—	—
その他の他計		198,591	196,037	144,219	144,085	12,422	13,861	0	—	606	415
業 種 別 合 計		910,364	976,492	646,557	647,962	179,459	222,638	1,057	611	3,338	2,171
1 年 以 下		66,700	76,240	64,513	66,887	1,930	9,173	169	101		
1 年 超 3 年 以 下		91,153	108,376	80,877	76,686	10,137	31,677	139	12		
3 年 超 5 年 以 下		119,152	141,657	89,345	95,990	29,806	45,623	0	44		
5 年 超 7 年 以 下		78,736	51,214	48,605	33,375	29,870	17,731	260	107		
7 年 以 上		353,136	349,968	305,898	309,875	46,749	39,747	488	346		
期間の定めのないもの		201,484	249,035	57,317	65,147	60,965	78,684	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		910,364	976,492	646,557	647,962	179,459	222,638	1,057	611		
(注) 1. 貸出金は私募債取引を含みます。		平成22年度末 10,280	平成23年度末 10,021	2. 未収収益については業種区分を行っていないため、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」の「その他」に含みます。						平成22年度末 1,037	平成23年度末 1,328

自己資本の充実の状況等について

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

(一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額)

(単体)		(単位：百万円)			(連結)		(単位：百万円)		
		期首残高	当期増減額	期末残高			期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成22年度	3,009	150	3,160	一般貸倒引当金	平成22年度	3,079	143	3,223
	平成23年度	3,160	△394	2,765		平成23年度	3,223	△408	2,814
個別貸倒引当金	平成22年度	4,183	264	4,448	個別貸倒引当金	平成22年度	4,281	264	4,546
	平成23年度	4,448	△1,539	2,909		平成23年度	4,546	△1,541	3,004
特定海外債権引当勘定	平成22年度				特定海外債権引当勘定	平成22年度			
	平成23年度					平成23年度			
合 計	平成22年度	7,193	414	7,608	合 計	平成22年度	7,361	408	7,769
	平成23年度	7,608	△1,934	5,674		平成23年度	7,769	△1,950	5,819

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

当行及び連結グループでは、一般貸倒引当金について地域別、業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単体)		(単位：百万円)							
		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国 内 計		4,183	4,448	916	110	651	1,650	4,448	2,909
国 外 計		－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		4,183	4,448	916	110	651	1,650	4,448	2,909
製 造 業		1,026	1,787	761	－	－	1,403	1,787	384
農 業 ・ 林 業		1	0	－	－	0	0	0	－
漁 業		－	－	－	0	－	－	－	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業		－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		195	178	－	－	16	30	178	148
電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業		－	1	1	－	－	0	1	0
運 輸 ・ 郵 便 業		38	－	－	2	38	－	－	2
卸 売 ・ 小 売 業		726	459	－	42	266	－	459	502
金 融 ・ 保 険 業		－	135	135	－	－	135	135	－
不 動 産 業		57	64	7	62	－	－	64	127
個 人 に よ る 貸 家 業		78	65	－	2	13	－	65	67
各 種 サ ー ビ ス 業		1,823	1,508	－	－	315	79	1,508	1,429
国 ・ 地 方 公 共 団 体		－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他		235	247	11	－	－	1	247	245
業 種 別 計		4,183	4,448	916	110	651	1,650	4,448	2,909

(連結)		(単位：百万円)							
		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国 内 計		4,281	4,546	916	110	651	1,652	4,546	3,004
国 外 計		－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		4,281	4,546	916	110	651	1,652	4,546	3,004
製 造 業		1,026	1,787	761	－	－	1,403	1,787	384
農 業 ・ 林 業		1	0	－	－	0	0	0	－
漁 業		－	－	－	0	－	－	－	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業		－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		195	178	－	－	16	30	178	148
電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業		－	1	1	－	－	0	1	0
運 輸 ・ 郵 便 業		38	－	－	2	38	－	－	2
卸 売 ・ 小 売 業		726	459	－	42	266	－	459	502
金 融 ・ 保 険 業		－	135	135	－	－	135	135	－
不 動 産 業		57	64	7	62	－	－	64	127
個 人 に よ る 貸 家 業		78	65	－	2	13	－	65	67
各 種 サ ー ビ ス 業		1,823	1,508	－	－	315	79	1,508	1,429
国 ・ 地 方 公 共 団 体		－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他		333	345	12	－	－	4	345	341
業 種 別 計		4,281	4,546	916	110	651	1,652	4,546	3,004

(3)業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成22年度末	平成23年度末
製 造 業	－	691
農 業 ・ 林 業	－	－
漁 業	－	－
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	－	－
建 設 業	202	89
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－
情 報 通 信 業	－	－
運 輸 ・ 郵 便 業	－	－
卸 売 ・ 小 売 業	37	212
金 融 ・ 保 険 業	－	96
不 動 産 業	111	2
個 人 に よ る 貸 家 業	－	－
各 種 サ ー ビ ス 業	30	132
国 ・ 地 方 公 共 団 体	－	－
そ の 他	51	40
業 種 別 合 計	434	1,265

(注) 本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(単体)	(単位：百万円)				(連結)	(単位：百万円)			
	エクスポージャーの額					エクスポージャーの額			
	平成22年度末		平成23年度末			平成22年度末		平成23年度末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し		格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	292,217	15,730	356,887	13,831	0%	292,217	15,731	356,887	13,832
10%	344	55,065	477	53,535	10%	344	55,065	477	53,535
20%	84,260	－	78,845	－	20%	84,260	－	78,845	－
35%	－	55,655	－	52,218	35%	－	55,655	－	52,218
40%	－	－	－	－	40%	－	－	－	－
50%	56,432	1,375	46,270	517	50%	56,432	1,467	46,270	603
75%	－	123,569	－	129,054	75%	－	124,233	－	129,588
100%	110	223,859	0	243,372	100%	110	223,839	0	243,533
150%	9	995	－	698	150%	9	997	－	699
225%	－	－	－	－	225%	－	－	－	－
350%	－	－	－	－	350%	－	－	－	－
650%	－	－	－	－	650%	－	－	－	－
自己資本控除	－	－	－	－	自己資本控除	－	－	－	－
合 計	433,374	476,252	482,480	493,229	合 計	433,374	476,990	482,480	494,011

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. 中央政府及び中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、金融機関については所在する国の格付のリスク・ウェイトにより区分しているほか、信用リスク・アセットの額を算出する際に、保証効果を勘案している取引については、その保証人等に付与されている格付のリスク・ウェイトにより区分しております。

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. 中央政府及び中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、金融機関については所在する国の格付のリスク・ウェイトにより区分しているほか、信用リスク・アセットの額を算出する際に、保証効果を勘案している取引については、その保証人等に付与されている格付のリスク・ウェイトにより区分しております。

5.信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

区分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成22年度末	平成23年度末
現金及び自行預金	15,653	13,276
金	－	－
適格債券	－	－
適格株式	－	－
適格投資信託	－	－
適格金融資産担保合計	15,653	13,276
適格保証	23,113	21,656
適格クレジット・デリバティブ	－	－
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	23,113	21,656

(注) 本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。

自己資本の充実の状況等について

6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1)与信相当額の算出に用いる方式

(平成22年度末)
当行の単体及び連結グループでは、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。当行の単体及び連結グループでは、長期決済期間取引に該当する取引はありません。
(平成23年度末)
当行の単体及び連結グループでは、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。当行の単体及び連結グループでは、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(2)グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
グロス再構築コスト	231	56

(注) 1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）については、記載を省略しております。
2.本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。

(3)担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（ただし零を下回らないもの）及びグロスのアドオンにより算出した、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります（当行では、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引はないため、再構築コスト及びアドオンはネットしてありません）。

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成22年度末	平成23年度末
派生商品取引	1,057	611
外国為替関連取引及び金関連取引	275	100
金利関連取引	782	510
株式関連取引	－	－
貴金属（金を除く）関連取引	－	－
その他のコモディティ関連取引	－	－
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	－	－
合計	1,057	611

(注) 1.原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
2.本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。

(4)グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(平成22年度末)
当行の単体及び連結グループにおける、グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額と担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は同額であり、差額は0円です。
(平成23年度末)
当行の単体及び連結グループにおける、グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額と担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は同額であり、差額は0円です。

(5)担保の種類別の額

(平成22年度末)
当行の単体及び連結グループでは、派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。
(平成23年度末)
当行の単体及び連結グループでは、派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

(6)担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	平成22年度末	平成23年度末
派生商品取引	1,057	611
外国為替関連取引及び金関連取引	275	100
金利関連取引	782	510
株式関連取引	－	－
貴金属（金を除く）関連取引	－	－
その他のコモディティ関連取引	－	－
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	－	－
合計	1,057	611

(注) 1.原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
2.本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。

(7)与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

(平成22年度末)
当行の単体及び連結グループでは、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。
(平成23年度末)
当行の単体及び連結グループでは、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

(8)信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

(平成22年度末)
当行の単体及び連結グループでは、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。
(平成23年度末)
当行の単体及び連結グループでは、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

7.証券化エクスポージャーに関する事項

(1)銀行または連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）)
(原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）)
(証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳)
(当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略)
(証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳)
(保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳)
(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額)
(証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳)
(自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳)
(早期償還条項付の証券化エクスポージャーに関する事項)

○資産譲渡型証券化取引に係る項目

(単位：百万円)

	平成22年度末		平成23年度末	
	合計	原資産の種類	合計	原資産の種類
		住宅ローン債権		住宅ローン債権
資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	20,958	20,958	17,917	17,917
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	13	13	－	－
当期損失額	1	1	1	1
証券化取引を目的として保有している資産の額	－	－	－	－
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	－	－	－	－
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額	－	－	－	－
保有する証券化エクスポージャーの額（※1）	6,955	6,955	6,955	6,955
適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（※2）	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	1,077	1,077	910	910
告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	－	－	－	－
早期償還条項付の証券化エクスポージャーの額	－	－	－	－

(注) 1.本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。
2.当行の単体及び連結グループでは、再証券化エクスポージャーを保有していません。

※1.住宅ローン債権における劣後受益権（留保持分）の額を記載しております。
※2.当行の単体及び連結グループでは、保有する証券化エクスポージャーのリスク・アセットの額は、自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用して算出しているため、リスク・ウェイト区分に分けて記載をしておりません。

(保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳)
(平成22年度末)
当行の単体及び連結グループでは、再証券化エクスポージャーを保有していません。
(平成23年度末)
当行の単体及び連結グループでは、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額)
(単位：百万円)

	平成22年度末			平成23年度末		
	原資産額	リスク・アセット	所要自己資本の額	原資産額	リスク・アセット	所要自己資本の額
20%	－	－	－	－	－	－
35%	－	－	－	－	－	－
50%	12,912	6,450	258	10,841	5,415	216
75%	－	－	－	－	－	－
100%	8,046	8,043	321	7,076	7,074	282
合 計	20,958	14,493	579	17,917	12,489	499

(注) 1.所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。
2.本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。

○合成型証券化取引に係る項目

(平成22年度末)
当行の単体及び連結グループでは、合成型証券化取引の該当はありません。
(平成23年度末)
当行の単体及び連結グループでは、合成型証券化取引の該当はありません。

(2)銀行または連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
ファンドに含まれるもの	2	－
合 計	2	－

(注) 1.自己資本控除となる資産（平成22年度末2百万円）を含みます。
2.本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。
3.当行の単体及び連結グループでは、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額)

(単位：百万円)

	平成22年度末		平成23年度末	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	－	－	－	－
50%	－	－	－	－
100%	－	－	－	－
350%	－	－	－	－
自己資本控除	2	2	－	－
合 計	2	2	－	－

(注) 1.本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。
2.当行の単体及び連結グループでは、再証券化エクスポージャーを保有していません。

自己資本の充実の状況等について

(自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳)

	(単位：百万円)	
	平成22年度末	平成23年度末
ファンドに含まれるもの	2	—
合 計	2	—

(注) 本項目につきましては、単体と連結グループが同じ計数です。

(保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳)

(平成22年度末)
当行の単体及び連結グループでは、再証券化エクスポージャーを保有していません。
(平成23年度末)
当行の単体及び連結グループでは、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額)

(平成22年度末)
単体・連結グループとも該当ありません。
(平成23年度末)
単体・連結グループとも該当ありません。

(銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

(平成22年度末)
単体・連結グループとも該当ありません。
(平成23年度末)
単体・連結グループとも該当ありません。

(銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

(平成22年度末)
単体・連結グループとも該当ありません。
(平成23年度末)
単体・連結グループとも該当ありません。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1)(連結) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る(連結) 貸借対照表計上額

(上場している出資等又は株式等エクスポージャー及びそれ以外の出資等又は株式等エクスポージャー)

	平成22年度末		平成23年度末	
	(連結) 貸借対照表計上額	時価	(連結) 貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの(連結) 貸借対照表計上額	6,228		9,822	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの(連結) 貸借対照表計上額	1,745		1,703	
合 計	7,973	7,973	11,526	11,526

(注) 1. 上場投資信託については株式等エクスポージャーに含めております。
2. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)については、記載を省略しております。
3. 連結グループの銀行勘定は当行のみのため、本項目につきましては単体と連結グループが同じ計数です。

(子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等)

	(単位：百万円)	
	平成22年度末	平成23年度末
子会社・子法人等	88	88
関連法人等	184	184
合 計	272	272

(2)出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	(単位：百万円)	
	平成22年度	平成23年度
売却損益額	158	66
償却額	130	174

(注) 連結グループの銀行勘定は当行のみのため、本項目につきましては単体と連結グループが同じ計数です。

(3)(連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

	(単位：百万円)	
	平成22年度	平成23年度
評価損益額	△ 3,141	△ 2,815

(注) 連結グループの銀行勘定は当行のみのため、本項目につきましては単体と連結グループが同じ計数です。

(4)(連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(平成22年度末)
単体・連結グループとも該当ありません。
(平成23年度末)
単体・連結グループとも該当ありません。

9.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

区分	平成22年度末			平成23年度末		
	金利リスク量			金利リスク量		
	預貸その他	有価証券		預貸その他	有価証券	
運用	△11,785	△ 7,478	△ 4,308	△ 3,744	△ 2,611	△ 1,133
調達	5,663	5,663	—	2,410	2,410	—
金融派生	1,136	1,136	—	141	141	—
総金利リスク量	△4,986			△ 1,193		

(注) 1. 連結グループの銀行勘定は当行のみのため、本項目につきましては単体と連結グループが同じ計数です。
2. 保有期間6ヶ月、観測期間5年で計測した99パーセンタイル値

(アウトライヤー基準に基づく標準的金利ショックによって計算される経済価値の増減額)

区分	平成22年度末			平成23年度末		
	金利リスク量			金利リスク量		
	預貸その他	有価証券		預貸その他	有価証券	
運用	△16,667	△10,575	△6,092	△ 5,295	△ 3,692	△ 1,603
調達	8,009	8,009	—	3,408	3,408	—
金融派生	1,607	1,607	—	200	200	—
総金利リスク量	△7,051			△ 1,687		

(注) 保有期間1年、観測期間5年で計測した99パーセンタイル値

	平成22年度末	平成23年度末
アウトライヤー比率	13.09%	3.12%